

賦課金減免制度の見直しについて

平成28年10月
資源エネルギー庁

はじめに

- 平成28年5月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（FIT法改正法）が成立しました。
- 法改正に伴い、賦課金減免制度についても見直しを行い、制度趣旨である国際競争力の維持・強化を徹底するとともに、事業の種類や電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて減免率を設定することとし、平成29年度の認定分の申請時（本年11月）から見直し後のルールが適用されることとなりました。
- 本資料では、賦課金減免制度の改正点、具体的な認定基準及び減免率の適用の変更点等について、ご説明させていただきます。

1. 賦課金減免制度の変更点の概要について

【認定基準】

現行制度

1. 製造業においては電気の使用に係る原単位(以下、「原単位」といいます。)が平均の8倍を超える事業を行う者、非製造業においては電気の使用に係る原単位が平均の14倍を超える事業を行う者。
2. 申請事業所の申請事業における電気使用量が年間100万kWhを超えること。
3. 申請事業における電気使用量が申請事業所の電気使用量の過半を占めていること。

見直し後

1. 製造業においては電気の使用に係る原単位が平均の8倍を超える事業を行う者、非製造業においては電気の使用に係る原単位が平均の14倍を超える事業を行う者。
2. 申請事業所の申請事業における電気使用量が年間100万kWhを超えること。
3. 申請事業における電気使用量が申請事業所の電気使用量の過半を占めていること。
4. **原単位の改善のための取組を行う者。**

New!

New!

【減免率】

認定を受けた事業所の賦課金を8割減免。

1. **事業の種類及び事業者の原単位の改善に向けた取組の状況に応じて減免率を適用。**

【その他の変更点】

1. **申請事業の単位は日本標準産業分類の細分類ベース4桁とする。**
2. **賦課金が減免される電気の量は、減免認定を受けた事業所の認定事業に係る電気の使用分とする。**
3. **申請事業と非申請事業の電気使用量を按分する際に用いる経済的指標は、事業者ごとに統一の指標を使用することとする。**

2-1. 減免率の適用について

- 減免制度の見直しにより、認定を受けた事業者に適用される減免率がこれまでと変更になります。
- 具体的には、
 - ①申請事業者の行っている事業の種類
 - ②事業者の原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準を満たすか
 を確認した上で、認定事業者に適用される減免率を決定します。

認定事業者に対して適用される減免率

	優良基準※4	
	満たす	満たさない
製造業等※1、※2	8割	4割
非製造業※1、※2	4割 (経過措置あり※3)	2割

※1 農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業については製造業の減免率と同等とする。

※2 事業の種類は日本標準産業分類の細分類を基に区分することとする。

※3 平成28年度において現に制度の適用を受けている事業所で、優良基準を満たす場合については、減免率を平成29年度8割、平成30年度6割とする経過措置を設ける。

※4 優良基準を2事業年度連続で満たさない場合は認定基準を満たさない。

2-2. 優良基準の内容について

- 原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準を満たすか否かについては、申請事業者の5事業年度分の原単位の推移で判断することとなります。
- 具体的には、**直近事業年度において、以下のいずれかの要件を満たす場合は優良基準を満たしているものとします。**
 - ①平成28年11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の变化率の平均の値が99%以下であること。
 - ②平成28年11月1日前に終了した直近の事業年度又はその前事業年度において、各事業年度の原単位が、それぞれの事業年度の前年度の原単位以下であり、かつ、平成28年11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の变化率の値が105%以下であること。

優良基準の判断方法

← 直近事業年度に係る原単位変化率 →

事業年度	5事業年度前	4事業年度前	3事業年度前	2事業年度前	直近事業年度
原単位	a	b	c	d	e
対前年度比	-	① = (b/a)	② = (c/b)	③ = (d/c)	④ = (e/d)

○以下の基準のいずれかを満たす場合は優良基準を満たす。

- ・直近事業年度に係る原単位変化率： $(④ \times ③ \times ② \times ①)^{1/4} \leq 99\%$
- ・直近2事業年度の原単位の推移 $c < d < e$ 以外、かつ、 $(④ \times ③ \times ② \times ①)^{1/4} \leq 105\%$

(参考) 優良基準の計算例

○優良基準を満たすケース

事業年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
原単位	A 10.95	B 11.01	C 10.32	D 10.22	E 11.05
前年度変化率	—	①100.55%	②93.73%	③99.03%	④108.12%

【平成27年度を起点にした原単位の推移】

- ・直近事業年度に係る原単位変化率： $(④ \times ③ \times ② \times ①)^{1/4} = 100\%$ ← **105%以下**
- ・直近2事業年度の原単位の推移：C > D、D < E ← **2事業年度連続悪化していない**



P 4 で記載した基準②を満たすため、優良基準を満たす。

○優良基準を満たさないケース

事業年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
原単位	A 10.95	B 11.01	C 10.32	D 10.22	E 18.00
前年度変化率	—	①100.55%	②93.73%	③99.03%	④176.32%

【平成27年度を起点にした原単位の推移】

- ・直近事業年度に係る原単位変化率： $(④ \times ③ \times ② \times ①)^{1/4} = 113\%$ ← **105%超**
- ・直近2事業年度の原単位推移：C > D、D < E ← **2事業年度連続悪化していない**



2事業年度連続で原単位が悪化していないものの、直近事業年度に係る原単位変化率が105%超のため、優良基準を満たさない。

※直近の事業年度において優良基準を満たさない場合は、認定基準を満たすか否かの判定を行う必要があるため、6事業年度前(平成22年度)の原単位の提出が必要になります。

3. 賦課金の減免対象となる電気使用量について

- 認定を受けた事業所に適用される減免率は、前述の通り、事業の種類や原単位の改善に向けた取組の状況によって決定しますが、実際に賦課金が減額される電気の使用量は、事業所における認定事業に係る電気の使用量となります。
- このため、減免認定申請時に、事業所ごとに申請事業と非申請事業の電気の使用量の割合を提出いただきます。

【減免制度適用のイメージ】

----- (以下は経済産業局記載欄) -----

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、認定する（平成29年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第17条第3項2号の規定に基づく割合は（ ①80 / 100 ）とする。

○当該事業所における、当該認定に係る事業に係る電気の使用割合：②94[※]%

経済産業大臣

(留意事項) 本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

※ 申請様式第1表の「事業所全体の電気使用量における申請事業の電気使用割合」の値が記載されることとなる。

4. 「優良基準」を満たさない場合の取扱いについて

- 原単位の推移は悪化しているものの、省エネ法に基づくクラス分け評価制度に基づく区分が「Sクラス」相当である省エネの取組が優れている事業者を評価する方法や、事業者の省エネの取組を評価する方法を設けます。
- また、災害等やむを得ない事情で原単位の改善が実現していない事業者についても特例を設けます。

4-1. 省エネの取組が優れている事業者の取扱いについて

- 売上高千円当たりの電気の使用量の推移が認定基準や優良基準を満たさない場合でも、省エネ法に基づくクラス分け評価制度が「S相当」の事業者については、優良基準を満たすものとしします。
- 具体的には、減免認定申請を行う年度の7月末までに省エネ法に基づき提出された定期報告書において、①過去4事業年度分のエネルギー消費原単位の変化率の平均の値が99%以下であること、又は、②ベンチマーク指標を満たしていることを要件とします。
- 本特例をご利用いただく場合は、添付書類をご提出いただきます。

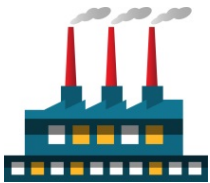
4-2. 災害等の被害を受けた事業所の原単位について

- 申請事業における事業所が災害によって被災した場合、その事業所が①特定非常災害、②激甚災害、③災害救助法の適用を受けた地域に所在する場合には、各災害の指定期間内に属する事業年度については、当該事業所の売上高及び電気使用量を前年度と同じであるとみなして、原単位を再計算することを認めます。
- 本特例をご利用頂く場合には、災害の被害を受けた事業所が、指定等を受けた区域内に所在することを証明する書類(登記簿謄本等)及び指定を受けた災害の種類及び期間が分かる書類添付書類をご提出いただきます。
- なお、本特例は認定基準や優良基準を判断するためのものであり、災害によって被害を受けた事業所における申請事業の電気使用量が100万kWhを下回っている場合は申請要件を満たしません。

災害の被害を受けた事業所の原単位の計算方法

激甚災害指定地域に工場が所在

事業所①



売上：500,000千円
電気：3,000,000kWh

事業所②

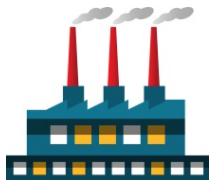


売上：400,000千円
電気：2,700,000kWh

前事業年度の原単位

売上：800,000千円
電気：4,000,000kWh

事業所③



売上：700,000千円
電気：10,000,000kWh

○原単位再計算前

	事業所①	事業所②	事業所③	原単位
売上(千円)	500,000	400,000	700,000	9.81
電気使用量(kWh)	3,000,000	2,700,000	10,000,000	

○原単位再計算後

売上高及び電気使用量を前年度と値を使用

	事業所①	事業所②	事業所③	原単位
売上(千円)	500,000	800,000	700,000	8.50
電気使用量(kWh)	3,000,000	4,000,000	10,000,000	

参考. 減免制度見直しに関する問い合わせ先

■ 本制度見直しに関する問合せ先は以下の通りです。本社の所在する地域の経済産業局へお問合せください。

○本省

資源エネルギー庁 新エネルギー課 03-3501-4031

○北海道

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-2311(内線:2638)

○青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北経済産業局 エネルギー対策課 022-221-4932

○茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県

関東経済産業局 新エネルギー対策課 048-600-0361

○富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県

中部経済産業局 エネルギー対策課 052-951-2775

○福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

近畿経済産業局 エネルギー対策課 06-6966-6043

○鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

中国経済産業局 新エネルギー対策室 082-224-5818

○徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国経済産業局 エネルギー対策課 087-811-8535

○福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州経済産業局 エネルギー対策課 092-482-5475

○沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 エネルギー対策課 098-866-1759